

10－(4) 航空機騒音に係る環境基準の指定地域

空港・飛行場名	地域の類型	類 型 を あ て は め る 地 域
鹿児島空港 平成17. 10. 28 鹿児島県告示 第1658号 (H17. 11. 7施行)	I	霧島市（平成17年11月6日現在における溝辺町の区域に限る。）の区域（以下「旧溝辺町の区域」という。）のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第1項から第4項までに規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
	II	霧島市の区域のうち、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号）第8条の2に規定する第一種区域並びに旧溝辺町の区域のうち、都市計画法第9条第5項から第11項までに規定する第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
鹿屋飛行場 平成17. 12. 26 鹿児島県告示 第1929号 (H18. 1. 1施行)	I	鹿屋市（平成17年12月31日現在における鹿屋市の区域に限る。）の区域（以下「旧鹿屋市の区域」という。）のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第1項から第4項までに規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
	II	鹿屋市の区域のうち、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第4条に規定する第一種区域（類型Iを当てはめる地域を除く。）並びに旧鹿屋市の区域のうち、都市計画法第9条第5項から第11項までに規定する第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

10－(5) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和50年7月29日環境庁告示第46号）

地 域 の 類 型	基 準 値
I	70デシベル以下
II	75デシベル以下

（注）Iを当てはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、IIを当てはめる地域は商工業の用に供される地域等I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

10－(6) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の指定地域

路 線 名	地域の類型	類 型 を あ て は め る 地 域
九州新幹線 平成18. 10. 20 鹿児島県告示 1601号 (H18. 10. 20施行)	I	新幹線鉄道の軌道中心線から両側300メートル以内の地域（以下「対象地域」という。）のうち、別紙図面に <u>黄緑色で表示する地域（※1）</u> （※1） 都市計画法に基づく 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域 都市計画法の用途地域の定めのない地域のうち、住居の存在する地域
	II	対象地域のうち、別紙図面に <u>赤色で表示する地域（※2）</u> （※2） 都市計画法に基づく 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
	注）河川区間、トンネル区間等には当てはめていない。	

（備考）別紙図面は省略し、その図面を鹿児島県環境林務部環境保全課及び関係市役所〔出水市、薩摩川内市、いちき串木野市、日置市、鹿児島市〕に備え置いて縦覧に供する。